

「耳鼻咽喉科専門医の更新基準」（第五版）の主な変更点

1. 移行措置の終了した年度、および 70 歳の更新基準を削除
移行期間が終了し、活動休止者を除き、更新基準が統一されたため。
2. 日耳鼻総会と日耳鼻秋季大会（旧：専門医講習会）の出席回数を文中から表中に位置変更
必須条件（5 年間に各 1 回の出席が必須）である為、分かりやすい表示とした。
3. 専門医共通講習の区分、必修単位数の変更
一般社団法人 日本専門医機構 整備指針（第三版 2020 年 2 月版）における「専門医の認定・更新」に関する補足説明（2021. 12. 17 版）による。
 - ①必修講習 A (3 項目)、必修講習 B (5 項目)、任意講習 C (2 項目) の 3 つに区分し、必修講習 A, B の合計 8 項目は更新者全員の受講を必須とする。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合は、必修講習 B (5 項目) を免除する。また学会専門医から更新した機構専門医も、すでに多様な地域における診療実績があると見なす。多様な地域は、原則、専門研修を開始した時点における耳鼻咽喉科の足下充足率が 0.8 以下の都道府県とし、該当者からの届出制とする。
 - ②必修講習 A, B の両方、8 単位の取得が必要な方
専門医番号が 30001～（多様な地域における診療実績 1 年以上なし）
プログラム制（2018 年度以降開始）で研修、2022 年度以降に専門医試験で合格、初回から「機構専門医」として認定された方。（2023. 4. 1 から単位取得開始）
 - ③必修講習 A のみ、現行の 3 単位の取得のみで可の方
 - 1) 専門医番号が 1～29999
学会認定後、更新により機構専門医と認定された方
＊2022 年 4 月 1 日現在、専門医資格を所持している方は全て該当します。
 - 2) 専門医番号が 30001～（多様な地域における診療実績 1 年以上あり、届出制）
 - ④「専門医としての人間性、ならびに社会性向上に資する講習」を削除
 - ⑤新たに「災害医療」（任意講習 C）を追加

	講習会名	必修、任意 の区分	更新期間（5 年間）での必修（1 単位）の対象 ●必修 ○任意		
			専門医番号 1～29999	専門医番号 30001～（多様な地 域における診療実 績 1 年以上： <u>あり</u> 、 届出制）	専門医番号 30001～（多様な地 域における診療実 績 1 年以上： <u>なし</u> ）
1	医療安全	必修講習 A	●	●	●
2	感染対策	必修講習 A	●	●	●
3	医療倫理	必修講習 A	●	●	●
4	医療制度と法律	必修講習 B	○	○	●
5	地域医療	必修講習 B	○	○	●
6	医療福祉制度	必修講習 B	○	○	●
7	医療経済（保険医療等）	必修講習 B	○	○	●
8	両立支援	必修講習 B	○	○	●
9	臨床研究・臨床試験	任意講習 C	○	○	○
10	災害医療	任意講習 C	○	○	○